



さんせいしよおく  
三清書屋コレクション寄贈記念展

筆にこめた想いー民のなかに文化があるー

時 4月14日(日)まで

令和元年、町に寄贈された453作品の筆のコレクションの中から、約300作品を紹介しています。生き物を探すワークシートは、子どもから大人まで楽しめる内容です。全問正解者には、オリジナルシールをプレゼントします。

fuinifuku K A Z E

こま い みつあき

ー心をゆさぶる駒井光明コレクションーPart 1

時 4月26日(金)~5月26日(日)

昨年、埼玉県在住の駒井光明氏から294件の現代書作品が寄贈されたことを記念して、そのコレクションを紹介します。



大澤竹胎書 棟方志功添画 「万葉集」

▷展示作家

青山杉雨、上田桑鳩、宇野雪村、上條信山、熊谷恒子、篠田桃紅、鈴木翠軒、田村空谷、手島右卿、殿村藍田、宮本竹逕、村上三島など

※5月5日(日・祝)は、催事のため、展示室内が騒がしくなりますのでご了承ください。

※part 2は、6月1日(土)~30日(日)

★ はじめて、書を見る人へ ★

花をみるように、星をみるように、文字や言葉の意味がわからなくても、なんだか心がひかれる作品があります。色や音、からだで書を楽しみましょう。

三二講演会

時 4月27日(土) 14:00~15:00

¥無料(要入館料) 定30人(要申込)

講師 駒井光明(作品寄贈者、リモート参加)

名児耶明(筆の里工房副館長)

~ゴールデンウィーク特別イベント~

コーヒー染め×鑑賞



会話をしながら鑑賞を深める“対話型鑑賞”で作品をみたあと、トートバッグのコーヒー染めに挑戦します。ナチュラルでおしゃれな風合いに仕上がりますよ。

時 5月3日(金・祝) 13:00~16:00  
¥3,000円(要入館料) 定15人(要申込)  
講師 片島蘭(染織家、ファシリテーター)

ふでりんお誕生日さつえい会



時 5月4日(土・祝)  
①11:00~、②14:00~(各15分程度)  
¥無料 持カメラ

わいわいデー&展示室探検

子どもや赤ちゃんとお友達と、わいわいおしゃべりしながら見学していい1日です。14時からは、カードを使った探検型ギャラリートーク(約30分)を開催します。

時 5月5日(日・祝)  
¥無料(申込不要、要入館料、中学生以下入館無料)

SDGsワークショップ

告知が終了した表示物(ターポリン生地)を再利用して、小物を作ります。(所要時間約30分)

時 5月6日(月・振休)  
▽受付時間  
①10:00~11:30、②13:00~15:00

¥1,000円(申込不要、要入館料)  
定60人(先着順)  
講師 hand\_dreammaker(アクセサリー作家、町内在住)  
松本知加(Alegre Taller 店主、町内在住)

◆入館料◆  
大人・800(600)円 小中高生・250(200)円  
※( )は20人以上の団体料金  
5月5日(日・祝)は、中学生以下は入館無料です。  
4月から開館時間を変更しました。  
朝9:30~開館しています。

★催事、講座の申し込みは、ホームページからできます★

相談

~各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください~

相談	日時・場所	相談員	内容	申込・問い合わせ先
消費生活相談	時 月~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 ※月、水曜日は相談員が対応。 ※4月29日(月)は祝日のため 30日(火)に振り替えます。 所 生活環境課	消費生活相談員	消費者トラブル	固消費生活相談窓口 (生活環境課内) ☎820-5636
人権 ホットライン	時 4月16日(火) 10:00~12:00 13:00~16:00 所 電話相談のみ	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事	固生活環境課 ☎820-5606
無料行政相談	時 4月17日(水) 10:00~12:00 所 中央ふれあい館	行政相談委員	行政全般に対する意見、要望	固総務課 ☎820-5601
無料法律相談	時 5月9日(木) 13:15~17:00 所 役場 ※相談内容によっては受けられない場合があります。	弁護士	法律問題の相談(予約制) ※1組40分以内 ※相談に関する書類がある人は持参	固生活環境課 ☎820-5606 (8:30~17:00) ※4月22日(月)から予約受付開始(土日祝を除く)

お知らせ

広島圏都市計画区域区分(市街化区域および市街化調整区域)に関する都市計画の変更素案の閲覧と公聴会を行います

- 1 変更素案の閲覧**  
時 4月16日(火)~5月2日(木)  
平日 8:30~17:15(閉庁日を除く)  
所 広島県都市計画課、町都市整備課
  - 2 公聴会の開催**  
時 5月30日(木) 14:30~17:00  
所 JMSアステールプラザ(広島市中区加古町4番17号)  
▷事案  
広島圏都市計画区域区分(市街化区域および市街化調整区域)の変更
  - 3 公聴会の開催の中止など**  
公述申出書の提出期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。また、公述の希望が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮することがあります。
  - 4 公述の申出方法**  
公述希望者は、住所、氏名、電話番号ならびに述べようとする意見の要旨およびその理由を記載した公述申出書を広島県知事(広島県土木建築局都市計画課宛)に提出してください。  
申出期間・4月16日(火)~5月2日(木)  
※当日消印有効
  - 5 公述人の選定**  
広島県知事は、公述申出書を提出した人のうちから公聴会において公述する人を選定し、選定結果を通知します。
- 固広島県都市計画課 ☎513-4117  
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)  
都市整備課 ☎820-5608

お知らせ

引っ越しをしたら住民票を異動させましょう

住民基本台帳の記録の正確性を確保することを目的として、住民基本台帳法において、正確な住所変更の届出が義務付けられています。マイナンバーカードをお持ちの場合、転出届はマイナポータルを通じてオンラインで提出できますので、活用してください。(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります)

(税務住民課戸籍住民グループ)

お知らせ

旧氏併記制度をご存知ですか

婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票とマイナンバーカードに記載し、公証することができます。旧氏の記載は過去の氏から一人ひとつです。なお、住民票に旧氏を併記したい人は、税務住民課への届出が必要です。

【届出に必要な書類】

- 旧氏が記載された戸籍謄本など  
※旧氏から現在の氏が記載されている戸籍に至るまでのすべての戸籍謄本などが必要になります。
- 印鑑 ○マイナンバーカード(お持ちの人)
- 本人確認書類(運転免許証など)  
(税務住民課戸籍住民グループ)



熊野町の火災と救急

火災件数 0件 死傷者 0人  
救急件数 89件 搬送人員 79人  
-令和6年2月中-

※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。